

1. 乗合バス(及び乗合バスと競合する地域交通機関)

- 街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関の間で、過剰に頻度の高い運行が行われている。
- これらの事業者間で共同経営を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、運賃プールなどにより収入の調整を行い、低需要地区の路線を維持することが出来れば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。
- すなわち、
 - 中心市街地を運行するバス事業者等の運行間隔等について共同経営を認めることにより、その収入をプールすることで低需要の山間部等の路線を維持する、
 - このため、低需要地区の路線のサービス維持を共同経営認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営の認可取消し等を可能とすること、
 - 関係事業者側にとって、上記ルールの予見可能性が確保されていること、が必要ではないか。
- この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした協議会が設置されることを前提にする、
- その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定、
- 計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、
- 共同経営の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとするのではないか。
- かつ、地域の利用者の利益を不当に害することになる場合、あるいは不公正な取引方法を用いる場合は、これを認めないこととするべきではないか。

2. 地方銀行

- 地方銀行(地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行)は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要。
- 地銀の業績悪化が進行する場合、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者(借り手)に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれ。
- このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにすべき。
- すなわち、
 - マーケットシェアが高くなっても、このようなケースは、利用者の利便維持・向上が満たされ、一般消費者の利益確保が図られるため、経営統合が認められること、
 - 関係事業者側にとって、上記ルールの予見可能性が確保されていること、が必要ではないか。
- 経営統合を認めるにあたっては、当該銀行が不当な金利引上げやその他の融資条件の悪化のような弊害を防止する措置を実施しているか、また、経営統合により生じる余力の範囲で、当該銀行が地域経済への貢献に関わる取組を実施しているか、といった点について、主務官庁が検査・監督を通じて、経営統合後の履行状況を監視すべきではないか。
- その上で、経営統合を認めた条件に適合しなくなった場合は、当該銀行に是正を命じ、是正命令に従わない場合、罰則を適用すべきではないか。

3. 対象範囲の限定

- 本施策の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記2分野に限定すべきではないか。
- 本施策については、一定期間経過後に見直しを行うか、あるいは、時限措置とすべきではないか。

4. 施策の形式及び調整プロセス等

- 本施策の実現について、法案の提出の形態を採るのか、現行の独占禁止法下の新たなガイドラインの制定で対応するのかについては、上記施策の方向性を未来投資会議の場で見極めた上で、結論を出すこととする。
- また、金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革等の他の政策手段についても併せて検討すべきではないか。
- なお、今夏の成長戦略の実行計画の決定に向けて、未来投資会議で検討を進め、与党とも調整を図ることとする。